

市民税・県民税 申告受付を行います

平成30年度分(平成29年分)市民税・県民税の申告を受け付けます。会場と日時を確認の上、ご来場ください。

申告受付会場と日時

受付会場	受付日時	
芝市民ホール (芝支所と併設)	2月1日(木)・2日(金)	9:00 ～ 15:00
戸塚公民館	2月5日(月)・6日(火)	
鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	2月7日(水)～9日(金)・13日(火)	
新郷公民館	2月14日(水)	
安行公民館	2月15日(木)	
神根公民館	2月16日(金)	
市役所本庁舎 5階大会議室	2月18日(日)～3月15日(木) (土・日曜日除く) 2月18日(日)・25日(日)は受付	9:00 ～ 16:00

※各会場とも初日は大変混雑します。混雑状況により受付終了時間を早める場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。
※駐車場には限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。
※新郷公民館・安行公民館は設備工事のため、駐車場が使用できない場合があります。



申告に必要なもの

・市民税・県民税申告書(申告をするかたで2月になってからも申告書が届かない場合は、お問い合わせ)

・本人確認書類(マイナンバーと身元を確認できるもの)
・印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具
・収入・所得を証明できる書類

わせください)

(源泉徴収票、給与明細書など)

・社会保険料(健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険など)の支払証明書または領収書

・生命保険料(一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険)、地震保険料などの控除証明書

・医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことが分かる書類(明細書は事前に記入してください)

・そのほか申告に必要な書類(障害者手帳など)

※原則として書類は返却しません。控えが必要な場合は事前にコピーをしてから持参してください。

※確定申告は「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から送付されているかたのみ)が必要で

公的年金等を受給されているかたへ

公的年金等の収入の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありません。

※所得税の還付、純損失や雑損失の繰越控除などの控除を受けるときは、確定申告書の提出が必要で、詳細は税務署にお問い合わせください。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

ふるさと納税ワンストップ 特例制度の申請手続きを されたかたへ

市民税・県民税申告書(確定申告書含む)を提出する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をしても申請がなかったものとみなされますので、ふるさと納税分の寄附金控除も忘れず申告してください。

医療費控除を申告する かたへ

税制改正のため、医療費控除の適用を受ける場合、平成30年度分(平成29年分)市民税・県民税申告より、「領収書」に代わり「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。なお、選択適用となりますので、どちらか一つの控除しか受けられません。

※経過措置として、平成32年度分申告までは従来どおり、領収書の添付または提示によることもできます。

※明細書の記入内容の確認のため、税務署長などから提出や提示要求がある場合がありますので、領収書は、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

給与支払報告書の提出

平成29年中に給与などの支払いをした事業所などは、給与の支払

いを受けたかたの1月1日現在の住所所在地の市町村に、給与支払報告書の提出が必要です。

※個人市民税・県民税は、原則特別徴収(給与天引き)となります。退職など普通徴収に該当するかたがいる場合には、総括表と給与支払報告書のほかに、普通徴収切替理由書(兼任切書)の提出が必要となります。

提出期限：1月31日(水)
提出先：市民税課(郵送も可)
提出物：総括表と給与支払報告書(1人につき2部)

※普通徴収切替理由書(兼任切書)は普通徴収切替者がある場合のみ

市民税課
048(259)7634、7635、
7636、72245
FAX 048(259)4541

不動産公示

市税・国民健康保険税などの滞納で差し押さえた財産(土地・建物)を公示します。

日 2月6日(火)
土地付建物：4件
マンション：4件
土地：2件

※詳細は、公告日(1月9日(火))以降市ホームページをご覧ください。完納などにより、中止になる場合もあります。

問 納税課 048(259)7642

